

届出時留意事項

届出書の日付について

=サービス開始日

届出のタイミングについて

未来日での申請は不可

サービス開始日以降で申請

※他市町村では遡りでの申請禁止(=サービス開始日のみ申請可)もあるが厚木市は認定日による遅れなどを考慮しているため可能としている

※登録が月末締めであるためサービス開始日と申請日が同月内である必要がある

新規介護保険被保険者証の交付年月がいつかで請求可能月が変わる

例; 4月利用分について

交付年月4月→5月(翌月)請求

交付年月5月→6月(翌々月)請求

区分について

初めて事業所の登録を行う→新規

事業所の名称が変更になる→変更

以前利用していた事業所と名称は変わらない→変更

月途中で居宅(予防)介護支援事業所から小規模への利用開始変更について

変更前に居宅サービス利用があった場合、給付管理およびサービス計画費の請求は居宅介護支援事業所が行うため、該当する場合必ず☑

郵送申請について

介護保険被保険者証原本および切手付き返信用封筒の送付

その他ご不明な点がございましたらお問い合わせください

担当;介護福祉課

電話番号; 046-225-2240

居宅サービス計画作成依頼(変更)届出書((看護)小規模多機能型居宅介護)

		区 分 新規・変更	
被保険者氏名		被保険者番号	
フリガナ			
		個 人 番 号	
		生 年 月 日	
		二 年 月 日	
居宅サービス計画の作成を依頼(変更)する(看護)小規模多機能型居宅介護事業者			
事業所名		事業所の所在地 〒	
		電話番号 ()	
事業所を変更する場合の理由等		※変更する場合のみ記入してください。	
		変更年月日 (令和 年 月 日付)	
(看護)小規模多機能型居宅介護の利用開始月における居宅サービス等の利用の有無		※(看護)小規模多機能型居宅介護の利用前の居宅サービス(居宅療養管理指導及び特定施設入居者生活介護を除く。)及び地域密着型サービス(夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護及び認知症対応型共同生活介護(短期利用型)に限る。)の利用の有無を記入してください。	
<input type="checkbox"/> 居宅サービス等の利用あり(利用したサービス:) <input type="checkbox"/> 居宅サービス等の利用なし		要確認	
(あて先) 厚木市長 様 上記の(看護)小規模多機能型居宅介護事業者に居宅サービス計画の作成を依頼することを届け出ます。			
令和 年 月 日 〒		サービス開始日	
被保険者 住 所			
氏 名		電話番号 ()	
保険者確認欄 <input type="checkbox"/> 被保険者資格 <input type="checkbox"/> 届出の重複 <input type="checkbox"/> (看護)小規模多機能型居宅介護事業者事業所番号			

(注意) 1 この届出書は、要介護認定の申請時に、若しくは、居宅サービス計画の作成を依頼する事業所が決まり次第、速やかに厚木市へ提出してください。
2 居宅サービス計画の作成を依頼する小規模多機能型居宅介護事業者又は看護小規模多機能型居宅介護事業者所を変更するときは、変更年月日を記入のうえ必ず厚木市に届け出をしてください。届出のない場合、サービスに係る費用を一旦、全額自己負担していただくことがあります。

厚木市確認欄(ここから下は記入しないでください。)
番号確認 カード 住基(担当者サイン) 本人確認 写真あり 2種類
代理権確認 戸籍謄本等 委任状 被保険者証 代理人確認 写真あり 2種類 介護支援専門証